

各種医療費助成制度Q&A

助成を受けるには、あらかじめ登録手続きが必要になります。不明な点をご相談ください。

市では、各種医療費助成制度を行っています。今回は、医療費制度に関するよくあるご質問をご紹介します。

Q 各種医療費助成の受給資格、登録申請の場所、必要なものは？

A 次のとおりです。

助成制度名称	受給資格等	手続きに必要なもの	登録申請の場所
こども医療費助成制度	お子様の誕生日(または転入日)から15歳到達後、最初の3月31日(中学校卒業)まで	①印鑑 ②お子様の健康保険証 ③預金通帳(お子様を扶養している方の名義)	●社会福祉課(石橋庁舎) ●市民課(国分寺庁舎、南河内図書館)
妊産婦医療費助成制度	母子手帳交付月の初日から出産(死産・流産)した月の翌月末まで	①印鑑 ②健康保険証 ③母子手帳 ④預金通帳(原則、妊産婦ご本人の名義)	●健康増進課(きらら館、ゆうゆう館) ●社会福祉課(健康増進課での申請で書類が不足した場合)
ひとり親家庭医療費助成制度	18歳到達後、最初の3月31日までの子を扶養するひとり親家庭の親と子(※所得制限があります)	①印鑑 ②健康保険証(対象者全員分) ③預金通帳(お子様を扶養している方の名義) ④児童扶養手当証書・遺族年金証書のうち受給しているもの ⑤所得証明書(転入された方)	社会福祉課(石橋庁舎)
重度心身障がい者医療費助成制度	①身体障がい者手帳1・2級の方 ②療育手帳A1・A2の方 ③身体障がい者手帳3・4級かつ知能指数50以下の重度障がいの方 ④知能指数35以下の方	①印鑑 ②身体障害者手帳または療育手帳 ③健康保険証 ④預金通帳(原則ご本人の名義)	社会福祉課(石橋庁舎)

Q 助成の対象となるものを教えてください。

A ①病院・薬局で支払った保険診療の自己負担金から、高額療養費や加入されている健康保険組合等における附加給付金を差し引いた金額(予防接種代や証明書発行代は対象外)

※3歳未満のお子様は、県内の医療機関に限り窓口での保険診療分の自己負担を支払わずに受診できます。

②整骨院での施術代

③補装具を作った際のコスト

- ・治療用装具(関節用装具、コルセット等)
- ・小児弱視等の治療用眼鏡及びコンタクトレンズ

Q 助成金の申請はどこでできますか？

A 申請は以下の場所で行うことができます。

- ・社会福祉課(石橋庁舎)
- ・市民課(国分寺庁舎・南河内図書館)

Q 助成金の申請はどのように行いますか？

A 領収書の原本(受診者名、診療点数、負担割合が記載されているもの)、印鑑、受給者資格証、医療費助成申請書を医療機関ごとに1枚ずつご記入のうえ、窓口へ提出してください。

※領収書は診療月の翌月初日から1年以内のものに限ります(平成24年11月受診分は、平成24年12月から平成25年11月の間に申請してください)。

※整骨院施術代の領収書で診療点数、負担割合が記載されていない場合は、助成申請書中段の「医療機関記入欄」を受診した医療機関で記入してもらったうえで申請してください。

※補装具を作った場合、加入保険者に申請し「療養費支給決定通知書」を発行してもらったうえで、支給決定通知書の写しと領収書の写しを添付して申請してください。

Q 県外の医療機関を受診しました。助成の対象となりますか？

A 対象となります。上記Q&Aと同様に助成申請書で市に申請してください。

問い合わせ先 社会福祉課 ☎52-1112